

第21期（2026年度）コープぎふ

福祉活動助成金交付申請の手引き

～コープぎふ福祉活動助成基金は

“たすけあいのある地域社会づくり”を応援します～

《申請書の受付締め切り》

2025年11月21日（金）必着

《お問い合わせ・書類の提出先》

〒509-0197

各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1

生活協同組合コープぎふ 機関運営・くらしの活動部
福祉活動助成金選考委員会 事務局 堀・山縣 宛

TEL 058-370-6873 月～金曜日 9:00～17:00



生活協同組合コープぎふ 福祉活動助成金選考委員会

第21期（2026年度）コープぎふ福祉活動助成金申請募集要領

はじめに

コープぎふでは、組合員が参加する福祉活動の応援、地域福祉の向上をめざし、2006年度より助成基金の運用を開始し、昨年（2024年）度までに240団体に対して助成を行いその額は約4,574万円にのぼっています。

今期は、第21期（2026年度）の助成事業を以下の要領で募集いたします。

内容をよく確認していただいた上、申請をしてください。

1、助成までのスケジュール

（1）説明会

各地域の会場で助成金申請に係る説明会を開催します。助成金を申請される団体は出席してください。なお、オンラインでも開催をすることがあります。日程・会場等の詳細は、コープぎふホームページで告知します。ご不明な点はくらしの活動部へお問合せください。

（2）申請受付期間

2025年11月3日（月）～11月21日（金）（最終日到着分まで有効）

申請書類は、郵送または持参してください。

※持参される場合は、事前に事務局まで連絡をお願いいたします。

（3）プレゼンテーション（AおよびBコース）

2025年12月24日（水）コープぎふ 本部大会議室

※ 時間等詳細は後日ご案内いたします。

（4）福祉活動助成金選考委員会の審査

2025年12月24日（水）

（5）助成団体・助成金額の決定通知書の送付

2026年1月中旬～2月末日までに、書面にて連絡いたします。

（6）助成金の支払

2026年4月末日までに、指定の口座へ振り込みます。

（7）助成対象事業実施期間

2026年4月1日（水）～ 2027年2月28日（日）

※ 事業の実施とともに、上記期間中に経費支出が完了するものに限りです。

（8）報告書提出期限

2027年3月20日（土）

2、助成対象団体

- (1) 岐阜県内で障がい者や高齢者、児童などへの支援等地域福祉の向上に寄与する活動を自主的、継続的に行っている非営利団体でコープぎふの組合員が2名以上参加している団体。
- (2) 法人格の有無は問いません。ただし、法人格を有しない場合でも団体の規約及び代表者を定めていること及び会計報告が行われていることが必要です。
- (3) 岐阜県内に活動拠点がある団体であること。
法人本部等が岐阜県外にある場合でも、岐阜県内に活動拠点を有し自立的に活動している場合は対象となります。

3、助成対象となる事業（活動）

- (1) コープぎふの理念である「笑顔あふれる協同の暮らし」と合致し、生協組合員を含む自発的な「福祉活動」、「社会貢献活動」等、より良い地域社会作りをテーマとする事業（活動）が対象です。
 - ① 高齢者、障がい者、児童等、その他住民の生活を支援する「活動」「施設づくり」。
 - ② 高齢者、障がい者、児童等、その他住民が住みよい社会づくりという目的に沿う、調査活動、研究活動、交流集会開催、研究会開催、シンポジウム開催。
 - ③ その他、前述の目的を達成するために必要な事業（活動）。
- (2) 原則として岐阜県内で行う事業（活動）を助成対象とします。
ただし、岐阜県民を主たる対象とした現地研修等の事業を岐阜県外で行う場合は対象とします。
- (3) 以下の事業（活動）は助成対象とはしません。
 - ① 営利を目的とする事業（活動）。
 - ② 特定の個人または団体のみの利益に寄与する事業（活動）。
 - ③ 直接金品を給付する事業（活動）。
 - ④ 行政からの受託事業（活動）。
 - ⑤ 政治活動または宗教を目的とする事業（活動）

4、助成区分・助成額と回数制限

- (1) 助成の区分は下表の3コースとします。
- (2) 助成総額は300万円／年度までとします。
- (3) 助成の回数制限
 - ① 単年度、同一団体への助成は一事業（活動）までとします。
 - ② 前年度助成団体からの申請は受け付けません。

コース	事業内容		助成金額上限 助成件数	同一団 体助成 回数
A コース	建物 施設整備	活動拠点となる施設・建物の新 築・増改築、ならびに修繕や改修 にかかる費用	100 万円／件 1 団体のみ	1 回
B コース	建物 機器備品整備	福祉活動に必要な機器（消耗品は 除く）の購入に要する費用	20 万円／件 5 団体程度	3 回
C コース	調 査 研 究 会 交 流 集 会 研究会 等	高齢者や障がい者、児童等の社会 参加・自立への機運を高める活動 や知識習得などのために講演会等 を開催する場合に要する費用。 （貸切バスを使った研修事業等の 場合、バス代の補助は、5 万円／ 件を上限とした半額の補助となり ます）	10 万円／件 10 団体程度	制限 なし

5、助成金の対象経費

（１）助成対象事業を実施するために直接必要な費用が助成金の対象となります。

費用項目	内容・注意事項
建物・施設改修費	A コース、B コース 建物施設の新築、増改築ならびに修繕、改修
物品・資材購入費	B コース 活動に必要な器具備品の購入（消耗品除く）
外部講師謝金	外部から招待した講師等への謝金
ボランティア謝金	外部に依頼したボランティアへの謝金 ※ 団体内のメンバーへの謝金は対象外
業務委託費	団体では行えない専門的な業務作業の委託
印刷製本費	資料、チラシなどの印刷費（外部発注に限る）
旅費交通費	研修当日の貸し切りバス代・駐車場代・有料道路通行料など
通信費	郵送料、電話料など
事務用品品費	事業を行うために購入する事務用品など
賃借、施設使用料	会議室等の施設使用料、マイク等のレンタル料金など
雑費その他	振り込み手数料など

※ 日常の運営に関する費用、他の事業の費用など助成対象事業への直接費用以外は対象となりません。ご注意ください。

(2) 以下の費用は助成対象とはなりません。

- ① 職員等の人件費、事務所の水光熱費、家賃など、団体の運営に要する経費
- ② 機関紙等の定期刊行物発行に要する経費
- ③ 他の団体、個人への貸出を目的とした備品に関する経費
- ④ 団体の会員のみを対象とした定例会などの会議に要する経費
- ⑤ 事業を実施する際の打合せ会議や下見に要する経費
- ⑥ 個人給付的な飲食費、宿泊費及び施設入場料などに要する経費
- ⑦ 保険料
- ⑧ その他、福祉活動助成基金の制度趣旨に合致しないと考えられる経費

6、申請手続き

(1) 申請方法

- ① 所定の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送または持参してください。
- ② 提出部数は1部です（すべて片面印刷をお願いします）。
- ③ 提出分とは別に、必ず申請書の控え（コピー）を保管して下さい。後日、申し込み内容についてお問合せする場合があります。

申請書類	様 式	様 式 名 等
	申請書 必須 (A・B・Cコース共通)	福祉活動助成金 助成申請書4種類 「団体概要」・「事業計画書」・「事業予算書」・ 「事業計画自己アピール」
	添付書類1 (A・B・Cコース共通) ①・②・③は必須	① 定款・会則もしくはそれに準ずる文書 ② 昨年度の決算書、本年度予算書等 ③ 直近の総会等の議案書
		④ 団体の紹介リーフレット、会報や活動の写真等、団体の活動の様子が分かるもの(3点以内)
	添付書類2 (A・Bコースのみ)	申請事業内容の分かる見積書 ※相見積りをして 2社以上 用意してください。 ※見積書が無い場合は書類不備となります。

(2) 申請書の提出

- ① 送付・提出先

〒509-0197

各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1 生活協同組合コープぎふ

福祉活動助成金選考委員会 事務局 堀・山縣 宛

② 注意事項

- ・提出いただいた書類に記入漏れや添付書類等に不備があった場合は、審査することができません。提出の前に再度確認をお願いします（控えのコピーを忘れずに）。
- ・FAX、メールでの受付はできません。
- ・受領通知は送付できません。必要な場合は、特定記録郵便等を利用してください。

③ 申請書の取り扱い

- ・提出された「申請書」及び添付資料は、助成金の選考のために「福祉活動助成金選考委員会」で使します。
- ・提出された申請書、添付資料等は返却いたしません。

7、助成金の選考及び決定等

- （１）「コープぎふ福祉活動助成金選考委員会」で申請内容の審査を行い、助成の適否、助成金額を決定します。その後、決定内容がコープぎふ理事会に報告されます。
- （２）理事会で決定後、各申請団体に 2026 年 2 月末までに郵送にて助成の可否を通知します。なお、助成決定先については、コープぎふホームページ、機関誌等で公開します。
- （３）助成決定先へは、助成結果通知と助成金給付に関する書類を同封し郵送します。必要事項を記入の上、速やかに返送をしてください。
- （４）審査内容は公開いたしません。

8、助成事業の明示

事業（活動）実施にあたり、助成金を受けていることを明らかにしてください。

例えば、以下の文言を事業で用いるポスター・チラシなどの印刷物や事業で作成する冊子などに記載して下さい。

例 1：「この備品は、生活協同組合コープぎふ福祉活動助成基金の助成を受けて購入しました。」

例 2：「この事業は、生活協同組合コープぎふ福祉活動助成基金を活用して行います。」

例 3：「この冊子は、生活協同組合コープぎふ福祉活動助成基金からの助成を受けて作成しました。」

9、事業完了報告

- （１）助成事業（活動）完了後 1 ヶ月以内に、「事業報告書」「収支報告書」を提出してください。そのさいに、助成事業の成果・効果が分かるものを添付して下さい（参加者アンケートをまとめたものやその分析結果、作成した物品を用いた後の効果、改修・修繕後の効果がわかる写真など）。
- （２）「収支報告書」には、助成金の使途が分かるもの（領収書・レシート、コピー可）を必ず添付して下さい。

- (3) 事業完了後 1 ヶ月以内に「事業報告書」「収支報告書」の提出がない場合は、助成金額全額の返還していただきます。

10、助成事業の公開等

- (1) 助成事業の内容を、コープぎふ機関誌・ホームページ等で公開します。公開する情報は、団体名、主な活動地域、事業名、助成金交付決定額、事業概要、及び「事業報告書」の内容、提供いただいた写真などです。
- (2) また助成金の活用状況を確認させていただくために訪問させていただく場合があります。

11、事業の変更・取り消し、返還

- (1) 代表者、連絡先の変更等の場合は、速やかに事務局まで連絡して下さい。
- (2) 助成金を申請事業（活動）以外の事業（活動）使用する事は認められません。
- (3) 次の場合は、助成金の全額または一部を返金していただきます。
- ① 虚偽または不正な手段によって助成を受けたことが判明した場合
 - ② 助成事業が対象期間内に完了できない場合や中止した場合
 - ③ 「事業報告書」および「収支報告書」が所定の期間内に提出されなかった場合
 - ④ 団体としての支払いが確認できない場合
 - ⑤ 未使用の残金が発生した場合
- (4) 本助成金と他の助成金及び対象事業による収入の合計が、助成対象事業の総事業費を上回った場合は、その内容を審査し、助成金の一部又は全額を返還していただく場合があります。